

平成 25 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 5 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件	1
第 2 号議案	平成 24 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 3 号議案	平成 24 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 4 号議案	平成 25 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 5 号議案	平成 25 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、 <u>75円</u> の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。	(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、 <u>78円</u> の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。